

## ちば150周年記念事業パートナー登録制度に関する実施要領

### (目的)

第1条 令和5年に迎える千葉県誕生150周年を通じて、千葉県に関わる企業や団体とともに千葉の魅力を県内外へ発信していくため、千葉県誕生150周年記念事業（以下「記念事業」という。）への協力に意欲的な企業、団体等をちば150周年記念事業パートナー（以下「事業パートナー」という。）として登録し、幅広い事業連携、展開を図ることを目的とする。

### (登録要件)

第2条 事業パートナーの登録は記念事業への協力に意欲のある企業等のうち、次の各号のすべてに該当する者について行うこととする。

(1) 記念事業への協力として、次のアからウのいずれかに該当すること。

ア 記念事業に関する広報や行事への協賛・協力

イ 記念事業に関する事業・キャンペーンの主体的な実施

ウ その他、150周年記念事業に資するもの

(2) 登録を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役（その他団体の役員も記載）若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のアからウのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（(イ)又は(ウ)に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるものでないこと

(4) 政治的若しくは宗教的な目的のため登録しようとするものでないこと

(5) 前号に掲げるもののほか、登録の申込みを受理することが適当でないと知事が認めるものでないこと

(登録)

第3条 登録の申請は、次の書類を県に提出するものとする。

(1) ちば150周年記念事業パートナー登録申請書（様式第1号）

(2) その他県が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内企業等を事業パートナーとして登録するとともに、ちば150周年記念事業パートナー登録証（以下「登録証」という）を交付する。

(登録の変更)

第4条 登録企業等は、県に提出した登録申請書の内容に変更があった場合、ちば150周年記念事業パートナー登録内容変更申請書（様式第2号）及び必要な様式を速やかに県に提出するものとする。

2 登録企業等は、変更申請の内容が登録企業等の名称の変更に伴うものである場合、第3条第2項に規定する登録証を返還するものとする。

3 知事は、前項による登録証の返還を受け、第1項の申請が適正と認めるときは、登録証を再交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 第3条の規定により登録を受けたものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 登録制度が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2) 登録を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- (3) 知事が行う登録内容の実施状況等の調査その他の照会に協力すること。
- (4) その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

(登録の取下げ)

第6条 登録企業等は、登録の取下げをしようとするときは、ちば150周年記念事業パートナー登録取下げ届(様式第3号)を県に提出するとともに、第3条第2項に規定する登録証を返還するものとする。

(登録の取消)

第7条 知事は、登録企業等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第3条第2項に規定する登録証を返還させる。

- (1) 廃業又は休止した場合
- (2) 企業、団体等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できない場合
- (3) 虚偽または不正の手段により登録したことが判明した場合
- (4) 法令に違反する重大な事案が発生した場合
- (5) 第2条各号の登録要件に該当しなくなった場合
- (6) 第5条に規定する遵守事項に違反した場合。
- (7) 登録内容について実態がないことが判明した場合
- (8) その他知事が登録の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等へ通知するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 事業パートナーの登録期間は、第3条第2項により登録された日から令和6年6月30日までとする。

(費用負担)

第9条 記念事業の協力にかかる一切の経費については、事業パートナーの負担とする。  
また、提供する自らの資機材等の破損等についても同様とする。

(秘密の保持)

第10条 事業パートナーは、協力を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。登録取下げ届を提出した後においても同様とする。

(補則)

第11条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年1月11日から施行する。

附則

この要領は、令和5年1月27日から施行する。